

吹田市既存民間木造住宅耐震設計補助金交付制度

新耐震基準が施行された**昭和56年5月31日以前**に建築主事の確認を受けて建築され、現在居住しているか、耐震設計又は耐震改修後に居住する木造住宅を対象に、耐震設計費用の一部を補助します。(賃貸を除く)



耐震改修工事の内容や費用、工期などを具体的に知ることができます。

《対象木造住宅》

★次の全てに該当する木造住宅

1. 昭和56年5月31日以前に建築主事の確認を受けて建築している
2. 現在居住しているか、耐震設計や耐震改修後に居住する
3. 耐震診断結果が1.0未満で、建築基準法の規定に適合している
4. 過去に耐震設計・耐震改修補助金の交付対象になっていない

《補助対象者》

★**個人**の木造住宅所有者で、**市町村民税の所得割額が304,200円未満**の方

◆吹田市の場合、税制課で発行する「課税証明書」などで分かります。

※所有者が複数の場合は、共有者全員分を合算します。

《補助対象経費》

★耐震改修計画の作成に係る費用

※下表の耐震改修計画に基づく耐震改修工事の見積りを含みます。

耐震診断結果	耐震改修計画
0.7以上1.0未満	1.0以上に高める
2階建て以上の住宅の1階部分が1.0未満	1階部分を1.0以上に高める
0.7未満	0.7以上に高め、かつ耐震改修前と比較して0.3以上高める

《補助額・限度額》

★次のいずれか少ないほうの額

(あ) 補助対象経費合計の7/10

(い) 10万円 ※長屋や共同住宅は10万円×戸数になります。

《お問合せ先》

吹田市 都市整備部 開発審査室 耐震担当 (市役所 低層棟2階)

直通電話 06-6384-1910

代表電話 06-6384-1231 内線2694

FAX 06-6368-9901

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号